

第五條 指定従業者ノ雇入ノ認可ヲ受ケ又ハ前條ノ規定ニ依リ指定従業者ノ雇入ノ認可ヲ受ケズシテ指定従業者ヲ雇入レタル者ハ雇入ノ日ヨリ五日以内ニ様式第四號ニ依リ當該指定従業者ヲ使用スル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄職業紹介所長ニ其ノ旨報告スベシ

第六條 職業紹介所長必要アリト認ムルトキハ職業紹介所官制第八條第二項ノ規定ニ基キ定メタル一般管轄區域ニ拘ラズ當該官吏ヲシテ本則施行地内ニ在ル關係ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得ルモノトス

第七條 令第十二條第二項ノ證票ハ様式第五號ニ依ルモノトス

附則

本則ハ昭和十五年十一月二十日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十四年^四厚生省令第四號従業者雇入制限令施行規則ハ之ヲ廢止ス

(備考) 様式第一號乃至第五號の別掲省略

朝鮮總督府の臨時家族手当支給規則の公布

朝鮮總督府に於ては昭和十五年十月十日府令を以て判任官以下官廳職員に對する臨時家族手当の支給規則を公布したが、之を掲ぐれば次の如くである。

臨時家族手当支給規則

(朝鮮總督府令第二百十五號
昭和十五年十月十日)

第一條 臨時家族手当ハ朝鮮總督府及所屬官署ノ判任官、同待遇者、囑託員(毎月一定ノ手当ヲ受ケ且常

時勤務ニ服スル者ニシテ部内ニ於テ高等官ニ準ズル待遇ヲ受ケザル者ニ限ル)雇員又ハ傭人ニシテ扶養家族ヲ有スル者ニ之ヲ支給ス但シ左ノ各號ニ掲グル者ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 實收月額二百圓ヲ超ユル者
 - 二 俸給、給料又ハ手当ノ支給ヲ受ケザル者
 - 三 休職中ノ者(陸海軍ニ應召ノ爲休職ヲ命ゼラレタル者ヲ除ク)
 - 四 臨時ノ囑託員、雇員又ハ傭人(囑託又ハ雇傭ノ日ヨリ六月ヲ超エタル者ヲ除ク)
 - 五 國民徵用令ニ依リ徵用セラレタル者又ハ臨時陸海軍特設ノ事務等ニ従事スル者
 - 六 朝鮮總督府地方官官制第四條及第二十條ノ規定ニ依リ定員外タル者又ハ主トシテ公共團體ヨリ受クル給料若ハ手当ニ依リ生計ヲ維持スル者
 - 七 醫師其ノ他ノ囑託員ニシテ別ニ本業ヲ有スル者
- 第二條 本令ニ於テ扶養家族ト稱スルハ職員(前條ニ規定スル者ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ト同一戸籍内ニ在ル左ニ掲グル者ニシテ主トシテ職員ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スル者ヲ謂フ
- 一 配偶者
 - 二 滿六十歳以上ノ父母
 - 三 滿十八歳未滿ノ子
 - 四 不具廢疾者
- 雇出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ハ前項ノ規定ニ適用ニ付テハ之ヲ配偶者ト看做ス
- 第三條 臨時家族手当ノ額ハ月額二圓ニ扶養家族ノ員數ヲ乘ジテ得タル金額トス但シ月額十圓ヲ超ユルコトヲ得ズ

第四條 臨時家族手当ノ支給ヲ受クル者其ノ實收月額二百圓ヲ超ユルニ至リタル場合ニ於テ其ノ實收月額ガ従前ノ實收月額ト臨時家族手当トノ合算額ヨリ寡少ナルトキハ其ノ差額ニ相當スル金額ヲ限度トシテ臨時家族手当ヲ支給スルコトヲ得

第五條 本令ニ於テ實收月額ト稱スルハ俸給、給料又ハ手当ノ月額(二以上ノ俸給、給料又ハ手当ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ合算額)ト左ノ各號ニ掲グル給與ノ月額(一圓未滿ノ端數アルトキハ其ノ端數ハ之ヲ切捨ツ)トノ合算額ヲ謂フ

- 一 年功ニ依リ加給
 - 二 功勞加俸
 - 三 精勤加俸
 - 四 在勤加俸
 - 五 國境地方在勤者臨時特別手当
 - 六 交通至難地在勤手当
 - 七 航空加俸(月額ヲ以テ支給スルモノヲ除ク)
 - 八 特別手当
 - 九 朝鮮語獎勵手当
 - 十 舍監手当
 - 十一 航海日當
 - 十二 勤勉手当
 - 十三 普通恩給
 - 十四 其ノ他毎月又ハ定期ニ定額若ハ定率ヲ以テ給與スルモノ(實費辨償ノ性質ヲ有スル給與ヲ除ク)
- 前項ノ場合ニ於テ普通恩給ニ在リテハ其ノ十二分ノ一ニ相當スル金額ヲ以テ、定額ニ依リ支給スル日給ニ在リテハ其ノ三十日分ヲ以テ、航海日當、勤勉手当及功程拂ニ依リ支給スルモノニ在リテハ左ノ各號

ニ依ル額ヲ以テ給料又ハ給與ノ月額ト看做ス

一 一月乃至六月ノ各月ニ於ケル月額ハ前年同期間

ニ支給シタル額ノ月平均額トス但シ之ニ依リ難キ

場合ニ於テハ最初ニ臨時家族手當ヲ支給スベキ月

前ニ遡リ六月以内ニ於テ支給シタル額ノ月平均額

又ハ月換算額トス

二 七月乃至十二月ノ各月ニ於ケル月額ハ前年同期

間ニ支給シタル額ノ月平均額トス但シ之ニ依リ難キ

場合ニ於テハ最初ニ臨時家族手當ヲ支給スベキ月

前ニ遡リ六月以内ニ於テ支給シタル額ノ月平均額

又ハ月換算額トス

第六條 明治三十七年勅令第二百六號ノ適用ヲ受クル

者又ハ私事ノ故障、病氣缺勤等ニ依リ俸給ノ減額支

給ヲ受クル者ノ實收月額ハ當該文官ノ俸給額ヲ基準

トシテ之ヲ計算ス

前項ノ規定ハ囑託員、雇員又ハ傭人ノ實收月額ノ計

算ニ之ヲ準用ス

第七條 臨時家族手當ノ支給ヲ受ケントスル者ハ別記

様式ニ依ル總家族及扶養家族届(不具發疾者ニ付テ

ハ醫師ノ診断書又ハ證明資料ヲ添付スルヲ要ス)ヲ

官署ノ長(第九條ノ場合ニ於テハ支給廳ノ長トス以

下之ニ同ジ)ニ提出スベシ

臨時家族手當ノ支給ヲ受クル者總家族及扶養家族ニ

異動ヲ生ジタルトキハ其ノ事實ノ生ジタル日ヨリ十

日以内ニ其ノ旨ヲ官署ノ長ニ届出ヅベシ

第一項ノ規定ハ轉任、轉勤等ノ場合ニ之ヲ準用ス

前三項ノ規定ニ依ル届出アリタルトキハ官署ノ長ハ

其ノ事實ヲ確メタル上經費ヲ支拂フ爲ス官吏ニ通知

スベシ

第八條 臨時家族手當ノ支給ヲ受クベキ要件ヲ具フル

ニ至リタル場合ハ届出ノ翌月ヨリ支給ヲ開始シ之ヲ

缺クニ至リタル場合ハ事實發生ノ翌月ヨリ支給セズ

扶養家族數増加シタル場合ハ届出ノ翌月ヨリ、扶養

家族數減少シタル場合及第一條ニ依リ臨時家族手當

ノ支給ヲ受クル者第四條ニ該當スルニ至リタル場合

ハ事實發生ノ翌月ヨリ支給額ヲ改正ス

臨時家族手當ノ支給ヲ受クル職員ニシテ轉任者、轉

勤者又ハ退職者ハ解職當日他職ニ任用者ハ採用セラ

レタル者ノ臨時家族手當ハ發令ノ當日迄ヲ甲應ノ負

擔トシ翌日以降ノ分ハ乙應ニ於テ之ヲ支給ス但シ前

條第三項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲サザル場合ハ此ノ限

ニ在ラズ

第九條 救應ニ勤務シ救應ヨリ俸給、給料又ハ手當ノ

支給ヲ受クル職員ノ臨時家族手當ニ付テハ本務廳

(陸海軍ニ召集セラレタル者ハ職員トシテノ奉職官

應ヲ本務廳ト看做ス)ヲ支給廳トス

前項ノ場合ニ於テ本務廳ノ定ナキトキハ支給額最モ

多額ナル應ヲ支給廳トス但シ各廳ノ支給同額ナルト

キハ各廳ノ協議ニ依ル

第十條 扶養家族タル父母又ハ不具發疾者ヲ有スル職

員同一戸籍内ニ數人アル場合ニ於ケル父母又ハ不具

發疾者ヲ基本トスル臨時家族手當ハ左ノ順位ニ依リ

之ヲ支給ス

一 同居スル職員

二 同居職員數人アルトキ又ハ同居職員ナキトキハ

年長者タル職員

前項ノ規定ハ父母タル職員其ノ子ヲ扶養スル場合ニ

之ヲ準用ス但シ前項第二號中年長者タル職員トアル

ハ父タル職員トス

第十一條 特別ノ事情ニ因リ前二條ノ規定ニ依リ難キ

場合ニ於テハ關係各廳ニ於テ協議ノ上之ト異リタル

取扱ヲ爲スコトヲ得

第十二條 臨時家族手當ハ毎月俸給、給料又ハ手當ノ

支給日ニ其ノ月分ヲ支給ス但シ俸給、給料又ハ手當

ノ支給日前ニ廢官、退官、退職、解職、休職(陸海

軍ニ應召ノ爲休職ヲ命セラレタル者ヲ除ク)、休務又

ハ死亡ノトキハ其ノ際當月分ヲ支給ス此ノ場合ニ於

テハ第八條第三項ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

第十三條 虚偽ノ届出又ハ届出ノ遅延ニ因リ不當ニ支

給ヲ受ケタル臨時家族手當ハ之ヲ返還スベシ但シ同

年度中ノ爾後ニ支給スル臨時家族手當ヨリ之ヲ差引

スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ爾後ノ臨時家族手當ハ之ヲ支給

セザルコトヲ得

第十四條 本令ニ定ムルモノノ外臨時家族手當ノ支給

ニ關シテハ俸給、給料又ハ手當支給ノ例ニ依ル

第十五條 本令ハ神社及公共團體ニ於テ俸給又ハ手當

ヲ支辨スル判任官及同待遇者ノ臨時家族手當ニ之ヲ

準用ス

附則

本令ハ昭和十五年十月分ヨリ之ヲ適用ス

本令施行ノ際現ニ在職スル者ニシテ臨時家族手當ノ支

給ヲ受クベキ要件ヲ具フル者ニ在リテハ十月一日現在

ニ依ル總家族及扶養家族届ヲ十月十五日迄ニ官署ノ長

ニ提出スベシ

前項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シタル者ニ對スル臨時家族

手當ハ第八條ノ規定ニ拘ラズ昭和十五年十月分ヨリ之

ヲ支給ス

(別記様式省略)

[参照]

明治三十七年九月十三日勅令第二百六號ハ文官ニシテ陸海軍ニ召集セラレタル者ノ俸給支給ニ關スル件ナリ

生活必需物資の統制に關する勅令要綱の決定

總動員法の一部發動による生活必需物資統制に關する勅令の要綱案は昭和十五年十二月十四日第十四回總動員審議會に於て原案通り可決せられたが、之を掲ぐれば次の如くである。生活必需物資の種類については要綱第一に勅令を以て決定する旨規定されてゐるが、その對象となるものは家庭用燃料、食料、纖維製品等の外、醫藥品(醫療材料を含む)、嬰兒用品等をも包括するものと考へられる。

生活必需物資の統制に關する勅令要綱

第一 本要綱を適用すべき生活必需物資の種類は勅令を以て之を定むること

第二 主務大臣(主務大臣特に定めたるときは地方長官以下同じ)は生活必需物資の生産者加工を爲す者を含む以下同じ)又其の團體に對し當該物資の生産(加工を含む以下同じ)に關し必要な事項を命じ又制限を爲し得ること

第三 主務大臣は生活必需物資の生産者、販賣其の他賣渡を爲す者、輸入業者又は業務に關し若は轉賣の目的を以て生活必需物資を所持する者に對し讓渡の時期、相手方其の他必要な事項を指定して之が讓

渡を命じ得ること

第四 主務大臣は生活必需物資の生産者、販賣其の他賣渡を爲す者、輸入業者又は其の團體に對し生活必需物資の讓渡に關し數量、時期、方法、相手方又は配給區域に付必要な命令を爲し得ること

第五 主務大臣は生活必需物資の讓受に關し數量、時期、方法又は相手方に付必要な命令を爲し得ること

第六 主務大臣は生活必需物資の生産者販賣その他賣渡を爲す者、輸出業者、輸入業者又はその團體に對し生活必需物資の寄託、保有、質入その他の處分又は移動に關し必要な事項を命じ又は制限若しくは禁止を爲し得ること

第七 主務大臣は物品の保管を業とする者に對し生活必需物資の保管に關し必要な事項を命じ得ること

第八 主務大臣は生活必需物資の生産者、販賣その他配給を業とする者又はその團體に對し生活必需物資の生産又は配給に關し事業計畫の設定又はその變更を命じ得ること

第九 主務大臣は生活必需物資の生産者、販賣其の他配給を業とする者、物品の保管を業とする者又は其の團體に對し生活必需物資の生産、販賣、購買又は保管に關し帳簿を備へ必要な事項の記載を爲さしめ得ること

第十 主務大臣は生活必需物資の使用又は消費を爲す者に對し生活必需物資の使用又は消費に關し必要な事項を命じ又は制限若しくは禁止を爲し得ること

第十一 補償すべき損失は左の各號の處分に因る通常生ずべき損失とすること

(一)第二に依る生産の命令 (二)第三に依る讓渡の命令 (三)第六に依る寄託、保有又は移動の命令 (四)第七に依る保管の命令

第十二 主務大臣は生活必需物資の統制に關し必要な報告を徴し又は當該官吏をして工場、事業場、店舗、倉庫その他の場所に臨檢し業務の狀況若しくは生活必需物資、書類、帳簿等を檢査せしめ得ること

第十三 主務大臣は個人、法人その他の團體をして生活必需物資の統制上必要な業務に協力せしめ得ること

第十四 本制度は前各號に準じ各外地にも之を實施すること

[参照] 總動員法第八條

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産、修理、配給、讓渡ソノ他ノ處分、使用、消費、所持及移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

臨時農地價格の統制及臨時農地等の管理に關する兩勅令要綱の決定

總動員法の一部を發動して地價を抑制し又耕地の潰廢を防止するを目的とする臨時農地價格の統制に關する勅令及び臨時農地等の管理に關する勅令の兩要綱案は昭和十五年十二月十四日第十四回總動員審議會に於て原案通り可決せられたが、之を掲ぐれば以下の如くである。

臨時農地價格の統制に關する勅令要綱

第一 本要綱に於て農地とは耕作の目的に供せらるる